

建築士事務所の監督処分の基準 新旧対照表

新	旧																														
<p align="center">平成 21 年 2 月 12 日制定 平成 28 年 2 月 23 日改正 平成 30 年 1 月 22 日改正 <u>令和 7 年 6 月 1 日改正</u></p> <p align="center">建築士事務所の監督処分の基準</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 施行期日等</p> <p>(1) この基準は平成 21 年 2 月 12 日から施行する。</p> <p>(2) この処分基準の施行日以前に高知県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>(3) この基準は平成 28 年 2 月 23 日から施行する。</p> <p>(4) この基準は平成 30 年 1 月 22 日から施行する。</p> <p><u>(5) この基準は令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u></p>	<p align="center">平成 21 年 2 月 12 日制定 平成 28 年 2 月 23 日改正 平成 30 年 1 月 22 日改正</p> <p align="center">建築士事務所の監督処分の基準</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 施行期日等</p> <p>(1) この基準は平成 21 年 2 月 12 日から施行する。</p> <p>(2) この処分基準の施行日以前に高知県建築士審査会の同意を得て、処分内容の確定しているものについては、なお従前の例による。</p> <p>(3) この基準は平成 28 年 2 月 23 日から施行する。</p> <p>(4) この基準は平成 30 年 1 月 22 日から施行する。</p>																														
<p>表1 建築士事務所の処分基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>処分事由の概要</th> <th>処分事由対象者</th> <th>処分等の基準</th> <th>建築士法根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">開設者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">登録の取消し</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 1 号</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 2 号</td> </tr> <tr> <td>廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 3 号</td> </tr> <tr> <td><u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)</td> <td style="text-align: center;">開設者である建築士の懲戒処分に準じた</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号</td> </tr> </tbody> </table>	処分事由の概要	処分事由対象者	処分等の基準	建築士法根拠条文	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合	開設者	登録の取消し	法第 26 条第 1 項第 1 号	建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合	法第 26 条第 1 項第 2 号	廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき	法第 26 条第 1 項第 3 号	<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)	開設者である建築士の懲戒処分に準じた	法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号	<p>表1 建築士事務所の処分基準</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>処分事由の概要</th> <th>処分事由対象者</th> <th>処分等の基準</th> <th>建築士法根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">開設者</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">登録の取消し</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 1 号</td> </tr> <tr> <td>建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 2 号</td> </tr> <tr> <td>廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 1 項第 3 号</td> </tr> <tr> <td><u>禁固</u>以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)</td> <td style="text-align: center;">開設者である建築士の懲戒処分に準じた</td> <td style="text-align: center;">法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号</td> </tr> </tbody> </table>	処分事由の概要	処分事由対象者	処分等の基準	建築士法根拠条文	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合	開設者	登録の取消し	法第 26 条第 1 項第 1 号	建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合	法第 26 条第 1 項第 2 号	廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき	法第 26 条第 1 項第 3 号	<u>禁固</u> 以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)	開設者である建築士の懲戒処分に準じた	法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号
処分事由の概要	処分事由対象者	処分等の基準	建築士法根拠条文																												
虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合	開設者	登録の取消し	法第 26 条第 1 項第 1 号																												
建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合			法第 26 条第 1 項第 2 号																												
廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき			法第 26 条第 1 項第 3 号																												
<u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)		開設者である建築士の懲戒処分に準じた	法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号																												
処分事由の概要	処分事由対象者	処分等の基準	建築士法根拠条文																												
虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けた場合	開設者	登録の取消し	法第 26 条第 1 項第 1 号																												
建築士事務所の登録拒否事由(法第 23 条の 4 第 1 項)に該当するに至った場合			法第 26 条第 1 項第 2 号																												
廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事実が判明したとき			法第 26 条第 1 項第 3 号																												
<u>禁固</u> 以上の刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)		開設者である建築士の懲戒処分に準じた	法第 26 条第 2 項第 2 号 法第 23 条の 4 第 2 項第 1 号 法第 8 条第 1 号																												

建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して罰金刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)		処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第1号 法第8条第2号	建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して罰金刑に処せられたとき(その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く)		処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第1号 法第8条第2号
未成年者である開設者の法定代理人、又は法人である開設者の役員が法第8条各号のいずれかに該当することとなったとき		上記に準じた処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第2号、 第3号	未成年者である開設者の法定代理人、又は法人である開設者の役員が法第8条各号のいずれかに該当することとなったとき		上記に準じた処分	法第26条第2項第2号 法第23条の4第2項第2号、 第3号
変更届懈怠・虚偽の届出		文書注意 又は戒告	法第26条第2項第3号	変更届懈怠・虚偽の届出		文書注意 又は戒告	法第26条第2項第3号
設計受託又は工事監理受託契約締結時の書面の交付違反			法第26条第2項第1号 法第22条の3の3	設計受託又は工事監理受託契約締結時の書面の交付違反			法第26条第2項第1号 法第22条の3の3
名義貸し		閉鎖又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の2	名義貸し		閉鎖又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の2
再委託の制限違反			法第26条第2項第1号 法第24条の3	再委託の制限違反			法第26条第2項第1号 法第24条の3
帳簿の備え付け・図書の保存義務違反		文書注意 又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の4	帳簿の備え付け・図書の保存義務違反		文書注意 又は戒告	法第26条第2項第1号 法第24条の4
標識の掲示義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の5	標識の掲示義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の5
書類の閲覧義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の6	書類の閲覧義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の6
重要事項の説明等違反			法第26条第2項第1号 法第24条の7	重要事項の説明等違反			法第26条第2項第1号 法第24条の7
書面の交付義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の8	書面の交付義務違反			法第26条第2項第1号 法第24条の8
管理建築士が法第10条第1項の規定による処分を受けたとき	管理建築士		管理建築士の懲戒処分に準じた処分	法第26条第2項第4号	管理建築士が法第10条第1項の規定による処分を受けたとき		管理建築士
建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、法第10条第1項の規定による処分を受けたとき	所属建築士	※文書注意、戒告又は閉鎖	法第26条第2項第5号	建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、法第10条第1項の規定による処分を受けたとき	所属建築士	※文書注意、戒告又は閉鎖	法第26条第2項第5号
建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士がその資格による業務範囲を逸脱したとき	管理建築士	戒告又は閉鎖	法第26条第2項第6号	建築士事務所を管理する二級建築士又は木造建築士がその資格による業務範囲を逸脱したとき	管理建築士	戒告又は閉鎖	法第26条第2項第6号

建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務範囲を逸脱した業務を行ったとき	所属建築士		法第 26 条第 2 項第 7 号	建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務範囲を逸脱した業務を行ったとき	所属建築士		法第 26 条第 2 項第 7 号	
建築士事務所に所属する建築士でない者が設計又は工事監理をしたとき	建築士事務所に所属する建築士でない者		法第 26 条第 2 項第 8 号	建築士事務所に所属する建築士でない者が設計又は工事監理をしたとき	建築士事務所に所属する建築士でない者		法第 26 条第 2 項第 8 号	
建築士事務所の開設者又は管理建築士が法の規定に基づく知事の処分に違反したとき	閉鎖命令に違反したとき 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	開設者又は管理建築士	登録の取消し 戒告又は閉鎖	法第 26 条第 2 項第 9 号	建築士事務所の開設者又は管理建築士が法の規定に基づく知事の処分に違反したとき	閉鎖命令に違反したとき 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	開設者又は管理建築士 登録の取消し 戒告又は閉鎖	法第 26 条第 2 項第 9 号
上記の処分事由のほかに建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	開設者	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	法第 26 条第 2 項第 10 号	上記の処分事由のほかに建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	開設者	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	法第 26 条第 2 項第 10 号	

※所属建築士の懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置づけ等を勘案する。

表2 (略)

建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務範囲を逸脱した業務を行ったとき	所属建築士		法第 26 条第 2 項第 7 号	建築士事務所に所属する建築士が、その属する建築士事務所の業務範囲を逸脱した業務を行ったとき	所属建築士		法第 26 条第 2 項第 7 号	
建築士事務所に所属する建築士でない者が設計又は工事監理をしたとき	建築士事務所に所属する建築士でない者		法第 26 条第 2 項第 8 号	建築士事務所に所属する建築士でない者が設計又は工事監理をしたとき	建築士事務所に所属する建築士でない者		法第 26 条第 2 項第 8 号	
建築士事務所の開設者又は管理建築士が法の規定に基づく知事の処分に違反したとき	閉鎖命令に違反したとき 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	開設者又は管理建築士	登録の取消し 戒告又は閉鎖	法第 26 条第 2 項第 9 号	建築士事務所の開設者又は管理建築士が法の規定に基づく知事の処分に違反したとき	閉鎖命令に違反したとき 法第 26 条の 2 第 1 項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	開設者又は管理建築士 登録の取消し 戒告又は閉鎖	法第 26 条第 2 項第 9 号
上記の処分事由のほかに建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	開設者	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	法第 26 条第 2 項第 10 号	上記の処分事由のほかに建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	開設者	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し	法第 26 条第 2 項第 10 号	

※所属建築士の懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置づけ等を勘案する。

表2 (略)